第四四類	木材及びその製品並びに木炭					
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材					
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）					
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材を剝いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）					
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの					
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉					
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木					
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					
四四・〇八	化粧貼り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削り又は丸剝ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）					
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）					
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材					
四四一二・一〇	竹製のもの					
四四一二・一一	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）					
四四一二・一二	その他のもの					
四四一二・一三	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）					
四四一二・二〇	寄せ木又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具					
四四・二一	その他の木製品					
第四五類	コルク及びその製品					
四四六・〇一	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物					
	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）					
四六〇一・二一	竹製のもの					
四六〇一・二二	とう製のもの					
四六〇一・二九	その他のもの					
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの					
	その他のもの					
四六〇一・九二	その他のもの					
	竹製のもの					
四六〇一・九三	とう製のもの					
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの					
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）					
	その他のもの					
四六〇一・九九	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの					
	その他のもの					
四六・〇二	籠細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	A	A	A	B 4 %	
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	A				
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	A				
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	A				
第五〇類	絹及び絹織物					
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）					
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）					
	野蚕のもの					
	その他のもの					
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）					
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡細糸（ちゅう）及び小売用にしたものを除く。）					
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡細糸（ちゅう）（小売用にしたものを除く。）					
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡細糸（ちゅう）（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす					
五〇・〇七	絹織物					
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A				
第五二類	綿及び綿織物	A				
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A				